**平成２５年（フ）第３０１号**
岡山市中区高島新屋敷380番地１エグゼクティブリゾート103号、旧住所岡山市中区関445番地３ベルブランシュ関102
債務者　籔井　康之
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第９９号**
北海道帯広市西17条南１丁目10番30号　コーポ鹿内Ａ－７
債務者　梅田　一広
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第３４５号**
東京都調布市染地３丁目１番地1005
債務者　磯谷　利樹（旧姓星沢）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第４４１号**
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅11―305
債務者　佐藤　裕子（旧姓清野）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第６２０１号**
東京都八王子市千人町４丁目６－２　第１はな荘Ｄ号
債務者　田中　弘美
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２０７号**
埼玉県新座市栗原２丁目４―33
債務者　森川　太陽
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２０８号**
東京都江戸川区船堀１丁目１－２―435
債務者　石間　恵子（旧姓黒瀬）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２３５号**
東京都三鷹市新川３丁目15―３　第９田中荘204
債務者　小林幸太郎
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２４０号**
千葉県千葉市若葉区若松町2363―１　ピーノパストラル４―101
債務者　飯田　健男
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２４１号**
神奈川県横須賀市衣笠栄町４丁目20―７―101
債務者　陰　　美羅
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２４２号**
東京都大田区池上３丁目４－５―205
債務者　田口菜穂子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２４４号**
東京都武蔵村山市中原４丁目５－１　ステラ小峰Ｂ101号
債務者　小川千賀子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２４５号**
東京都板橋区徳丸４―26―５、住民票上の住所東京都練馬区田柄２丁目１番５号　メゾングレースⅠ・102号室
債務者　菊池　裕絵
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２４７号**
東京都北区十条仲原１丁目３－２―301
債務者　松永　洋子（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２５８号**
東京都品川区旗の台４丁目２－９―302
債務者　阿部トミ子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部